

トライやる・ウィーク 事前訪問・トライやる期間中の交通費の申請について

トライやる・ウィークに関連する交通費（事前訪問やトライやる期間中）の扱いについては以下の通りとさせていただきます。以下の項目に沿った形で、学校では交通費の申請書作りの指導を行っています。保護者の皆様も必ずご確認の上、何か質問等がありましたら米原までお願いします。

- 1 校区内の事業所に通う場合→バス区間が2区間以上利用の場合、交通費が支給される。

例：バス区間 御殿山4丁目→歌劇場前（2区間のため交通費の支給対象）

御殿山2丁目→宝塚駅（2区間のため交通費の支給対象）

御殿山4丁目→御殿山2丁目（1区間のため交通費の支給対象外）

- 2 校区外の事業所に通う場合→電車・バスともに全額される。

*校区外の事業所に通う場合は、バス区間の上限（2区間以上から交通費の支給）は設定しない。

連絡先：御殿山中学校 0797-81-7771

担当：2年生学年代表 米原将量